

2021年11月9日

「実質的支配者情報リスト制度」

以下のとおり、研究会を実施いたします。お誘いあわせの上、ご参加いただければ幸いです。

共催：AML・CFT 研究会

日本組織内弁護士協会 2部会（金融部会）・3部会（IT・通信）

テーマ：「実質的支配者リスト制度」

開催方法：Zoom（別途、ご連絡いたします。）

日時：12月9日（木）の17時~19時

開催にあたっての留意点：チャタムハウスルールをお願いします。

参加資格：AML・CFT 研究会のメンバー

日本組織内弁護士協会のメンバー（会員・準会員）

1 実質的支配者情報リスト制度について

法務省 民事法制企画官 齊藤 恒久 様

2 実質的支配者を巡る法制度について

弁護士 中崎 隆

- (1) FATF 勧告と実質的支配者概念
- (2) 米国の実質的支配者制度（日本との相違点を中心に）
- (3) EU - 英国の実質的支配者制度（日本との相違点を中心に）
- (4) 日本の実質的支配者制度
- (5) 実務的課題、（小さく生んで大きく育むための）立法的課題

3 議論（Discussion）

※ なお、事前にお寄せいただいた質問は、発表者にシェアさせていただきます。

主催団体について

○ AML・CFT 研究会について

AML・CFT に関する学術的・実務的研究を行う私的な研究会です。団体会員制度はなく、すべて、個人としての参加です。メンバーは様々で、大学・研究機関、金融機関、コンサルティング会社、AML ツールベンダー、法律事務所・公認会計士事務所、行政庁に所属の方など様々です。会費もありません。メンバー数は、現在約 50 名です。参加方法は、Facebook の下記 HP から申し込ただけです。

<https://www.facebook.com/groups/207039307199963>

FB ページへのアクセスのために FB アカウントは必要となります。チャタムハウスルールです。研究会としての対外的提言は想定していません。

○ 日本組織内弁護士協会について

企業・官公庁の組織内弁護士からなる団体です。会員数約 2000 名です。

入会方法を含む詳細については、ウェブページで紹介しております。<https://jila.jp/>

2 部会について

日本組織内弁護士協会のうち、銀行等の金融機関に所属の弁護士の部会です。

部会長は、稲田博志 弁護士(あおぞら銀行、日本組織内弁護士協会理事)となります。

3 部会について

日本組織内弁護士協会のうち、IT・通信等の分野の企業に所属の弁護士の部会です。部会長は、平野竜広 弁護士(ヤフー株式会社、日本組織内弁護士協会理事)となります。

以上